

東京都家庭等に対する L P ガス価格高騰緊急対策事業実施要綱（令和 7 年度第二期）

（制定）令和 7 年 9 月 29 日付 7 環改保第 642 号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）における L P ガスの小売価格の上昇等を踏まえ、都内の L P ガス利用者の負担を軽減するため、L P ガス使用料金の値引き支援を実施した販売事業者に対し、予算の範囲内において、東京都（以下「都」という。）が家庭等に対する L P ガス価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 液化石油ガス販売事業者 法第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- 二 都内一般消費者等 第 3 に規定する補助対象事業者から L P ガスの供給を受ける家庭及び事業所であって、その住所又は所在地が都内にある者

第 3 補助対象事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、原則として、液化石油ガス販売事業者であって、第 4 の支援を実施する者とする。ただし、次の各号に掲げる要件に該当する者を除く。

- 一 国又は地方公共団体が出資する法人若しくは団体
- 二 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 四 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- 五 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者
- 六 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

第4 支援の実施方法

値引き支援は、令和7年10月から同年12月までの期間におけるLPガス使用料金から、第5の表中「支援の経費」の欄に示す交付額を上限として、補助対象事業者が都内一般消費者等に月極で請求する金額から減額する方法により実施する。ただし、これにより難いと認める場合にあっては、知事が別途認める期間に行うものとする。

なお、各月分のLPガス使用料金は、原則として翌月に実施する検針により確定するものをいう。

第5 補助対象経費及び補助金の交付額

第4の支援の実施に当たり要した経費のうち補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、次表に掲げるとおりとする。

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の前資を補填する。 交付額：1都内一般消費者等当たり 1,500円（上限）
支援実施の ための 事務経費	システム 改修等経費	システムの改修に要した費用及びサポート費用並びに事務処理等に要した外注費を支援する。 交付額：16万円（上限）
	申請書類 作成等手数料	申請書類の作成等に要する事務経費を支援する。 交付額：3万円（定額）
	減額対応 手数料	確認作業等の事務経費を支援する。 交付額： ・全ての支援が完了した時点における、支援を実施した都内一般消費者等の総数（以下「世帯数」という。）149以下の場合 3万円（定額） ・世帯数150以上の場合 1世帯当たり200円（上限280万円）

第6 本事業の実施体制

都は、一般社団法人東京都LPガス協会と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

第7 予算措置

都は、都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

第8 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度及び令和8年度とする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年9月29日付7環改保第642号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業実施要綱（令和6年10月21日付6環改保第729号）及び東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業実施要綱（令和7年3月24日付6環改保第1199号）に基づく事業については、適用しない。

（準備行為）

- 3 知事及び第6に規定する一般社団法人東京都LPガス協会は、附則第1項の施行の日前においても、この要綱に基づく事業の効率的かつ効果的な実施に必要な準備行為をすることができる。